

令和7年12月4日
経済産業省電力・ガス取引監視等委員会
消費者庁
独立行政法人国民生活センター

電気・ガスの契約トラブルなどに気をつけましょう (令和7年12月版)

電気・ガスの勧誘を受けた際に注意すべき点や、契約中に気を付けるべきポイントをお知らせします。

＜今回のポイント＞

- ✓ 「必ず安くなる」「今より●%お得になる」甘い言葉に騙されない！
- ✓ 勧誘があった際には、安易に検針票を見せない！契約条件をよく確認！
- ✓ 契約先は普段からよく確認！

契約の検討時や、勧誘を受けた際に気を付けるポイント

・勧誘時は納得がいくまで説明を聞いてください！

「必ず安くなる」「今より●%お得になる」などと勧誘を受けたにもかかわらず、実際には料金が高くなつたという相談が相次いでいます。

通常、料金の内訳として、基本料金・電力量料金のほかに、燃料費調整額・市場価格調整額（電源調達調整費）が含まれることが多く、これらは燃料価格や電力の市場価格に応じて料金が大きく変動する可能性があるものです。

また、特に、訪問販売や電話での勧誘時には料金プランのデメリットについて説明が不十分でよく理解しないまま契約に至るケースが多いので、勧説時にしっかり説明を聞きつつ、怪しいと感じた場合には録音をする等してください。

・検針票の取扱いには充分御注意ください！

「『検針票を見せてください。』と訪問販売の勧説があり、検針票の提示を求められて提示してしまった。勝手に契約が進んでいないか不安だ」といった相談が寄せられています。検針票には氏名や住所などの個人情報のほか、契約先が設定するお客様番号や供給地点特定番号（電気やガスが供給されている場所を特定するための番号。電気は22桁、ガスは17桁です。）が記載されている場合があります。切り替えの意思がない場合は、安易に見せないようにしましょう。

また、切り替えを希望する際にも、契約先や契約内容が希望したものになっているかよく確認をしましょう。不明な点や疑問点があるまま契約をしてしまうと、トラブルにつながるおそれがあります。

・契約先を常に把握しておきましょう

「契約先がわからないので教えてほしい」といった相談も寄せられています。電気・ガスの契約先や料金プランなどの契約内容については、行政機関では把握しておらず、回答することができません。

契約先がわからぬことによるトラブルを避けるため、契約書を常に確認できる場所に保管する、毎月の明細表を確認するなどして、普段から契約先を把握するうにしてください。

本件に関するQ & A

Q 1 : 勧誘時などに検針票を見せてしました。勝手に契約が切り替えられてしまうことはあるのでしょうか。

A 1 : 検針票を見せても、通常、御本人の同意なしに契約には至らないものと思われます。ご不安な場合には、勧誘に来た事業者に電話連絡をして、契約の意思がないことを明確に伝え、同意を得てください。

Q 2 : 契約先がわからぬ場合はどうすればいいですか。

A 2 : 契約中の電力会社やガス会社の確認方法としては、例えば、以下のような方法が挙げられますので、ご確認ください。

- ① クレジットカードや銀行の明細を確認する。
- ② 他のサービス（通信費など）とセットで、電気・ガスが契約されている場合もあるため、他のサービスの契約書などを確認する。

消費者向けQ & A

その他にも、電気・ガスの契約等に関するQ & Aを電力・ガス取引監視等委員会のHP上に公開しております。あわせて、下記も御参照ください。

<https://www.egc.meti.go.jp/info/faq/index.html>

お問い合わせ先

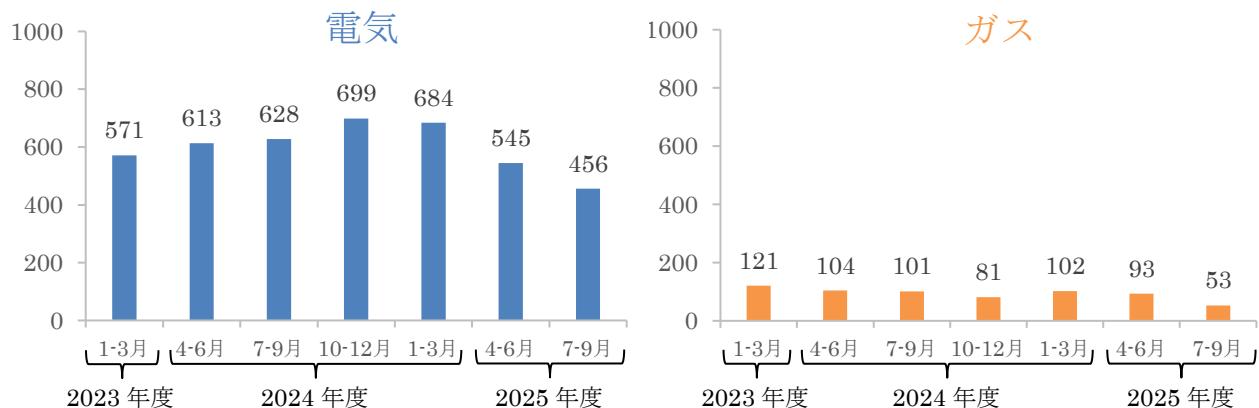
困ったときは、一人で悩まずに、「消費者ホットライン」(局番なし188(いやや!))に御相談ください。地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。

また、電気・ガスの契約に関する制度などについては、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口（03-3501-5725）にお問い合わせください。

また、お気軽にお問い合わせいただけるよう、チャットボットを設置しております。
<https://www.egc.meti.go.jp/general/consult.html> (左記ページ右下)

【参考】電気・ガスの契約トラブルなどに関する相談件数の推移

図：相談件数の推移（四半期別）



(出典) 経済産業省電力・ガス取引監視等委員会